

平成23年度 第16回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年12月16日（金）午後2時～4時

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将
副主幹	新高謙一		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 人事委員会規則及び通知の改正等について

5 議事の公開・非公開

公開とした。

6 議事

1 議案第1号

人事委員会規則及び通知の改正等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則及び通知を制定・改正・廃止しようとするもの。

① 改正等する規則及び通知の名称

(1) 規則【改正】

- ア 管理職手当に関する規則
- イ 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則
- ウ 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則
- エ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

- オ 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則
- カ 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則

(2) 規則【廃止】

- ア 移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則
 - イ 第1切替日における職務に相当する職務を定める規則
 - ウ 第2切替日における職務に相当する職務を定める規則
 - エ 第2切替日における号給の決定に関する規則
 - オ 平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則
- ※ 規則の廃止については、「移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則等を廃止する規則」として一括して行う。

(3) 通知【新設】

警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第5項及び第6項の規定に基づく手当の運用について

(4) 通知【改正】

期末手当及び勤勉手当の運用について

② 概要

(1) 給与勧告・報告関係

ア 管理職手当に関する規則の一部改正

職員の給与に関する報告及び勧告において管理職手当を給料月額と同様に引き下げたことに伴い、医療職給料表(1)の適用がある職員を除き管理職手当の月額を0.6%引き下げる。【施行日：平成24年1月1日】

イ 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、給料月額等が引き下げられたことに伴い、給与構造改革による給料の切替えに伴う経過措置によって職員に給料として支給される額等について、0.6%引き下げることとする行政職給料表以外の行政職給料表1級・2級に相当する職務の級及び号給を定めるなど、所要の改正を行う。【施行日：同上】

ウ 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部改正

職員の給与に関する条例の一部が改正され、給料表に定める給料月額等に乗じることとされる割合が改められたことに伴い、これにより他の職員との権衡を失することとなる場合に、その給料月額を調整するため、給料表に定める給料月額等に別に乗じることとしている割合等を改める。【施行日：同上】

エ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正

職員の育児休業の取得が促進されるよう、育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上ある場合は合算した期間)が1か月以下の職員については、期末手当に係る在職期間から当該育児休業期間を除算しないこととする。

【施行日：公布日※平成23年12月1日から適用】

オ 通知「期末手当及び勤勉手当の運用について」の一部改正

「エ」の規則の一部改正に伴い、育児休業の承認に係る期間について定める。【適用日：平成23年12月1日】

(2) 警察職員の特殊勤務手当に関する見直し関係

ア 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の支給に関し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の警戒区域等における屋外作業の時間が1日について4時間に満たない場合の災害応急手当の額を、同条例により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とするなど、必要な事項を定める。

【施行日：公布日※平成23年3月11日から適用】

イ 通知「警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第5項及び第6項の規定に基づく手当の運用について」の新設

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の支給に関し、警戒区域等に「海域」及び「上空」を含むこととするなど、必要な事項を定める。

【適用日：平成23年3月11日】

- (3) 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の一部改正関係

東日本大震災による被災者を継続して支援していく必要があるため、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇に係る特例の期限を平成24年12月31日（現行 平成23年12月31日）までに延長する。

【施行日：公布日】

- (4) その他

「わたり」廃止の主任等の切替えに伴う経過措置が終了（本年3月31日付）したことに伴い、必要性の失われた次の規則を廃止する。【施行日：公布日】

※ 内容は、いずれも、主任等の切替えを行った際に必要となった事項で、条例から当委員会規則に委任された技術的事項を規定したものであり、切替え後は、規則自体が不要となっているもの。

規則名	規定内容
移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則	条例からの委任に基づき、移行開始日（H18.2.1）、第1切替日（H19.4.1）又は第2切替日（H20.4.1）の前日における職務で、それぞれ職務の級の切替えの対象となる具体的な職務について定めたもの。
第1切替日における職務に相当する職務を定める規則	
第2切替日における職務に相当する職務を定める規則	
第2切替日における号給の決定に関する規則	条例からの委任に基づき、第2切替日において職務の級の切替えを受ける職員等の、当該切替日における号給を定めたもの。
平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則	条例からの委任に基づき、主任等の切替えに伴う経過措置を受ける職員であって、行政職給料表以外の各給料表の適用を受けるもののうち、当該経過措置に係る給料月額に一定の割合（係長級以上△3.5%、課長級以上△3.0%）を乗じることとなる職員について定めたもの。

7 次回の人事委員会の開催

平成24年1月11日（水）午前10時から開催することとした。